

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該子会社（第五条第七項第一号ロ、第二十条第一項及び第二十五条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> | <p>(連結の範囲)</p> <p>第三条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社を子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該子会社（第五条第七項第一号ロ、第二十条第一項及び第二十五条第八項第一号ロにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> |

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ・ロ（略）

ハ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第八項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合に

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等を信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫若しくは信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ・ロ（略）

ハ 当該信用金庫又は信用金庫連合会がそれぞれ法第五十四条の二十一第一項第一号若しくは第三号又は法第五十四条の二十三第一項第一号から第十号まで若しくは第十二号に掲げる会社（法第五十四条の二十一第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く。以下この号及び第二十五条第八項第一号ハにおいて「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該

おける当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）。

ニ
（略）

二・三
（略）

子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）。

ニ
（略）

二・三
（略）